



長崎労働局発表

平成 28 年 4 月 28 日(木)

長崎労働局雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長 大庭 直美

雇用環境改善・均等推進指導官 石田 裕子

電話：095-801-0050

報道関係者 各位

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届について 九州初！ 義務企業の届出率 100%

女性の能力が十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」が平成 28 年 4 月から全面施行され、労働者数 301 人以上の企業は、女性の活躍推進のため、行動計画の策定・届出・公表等が義務付けられています。(資料 1)

長崎労働局(局長 おおつか たかふみ 大塚 崇史)における義務企業の届出率は、平成 28 年 4 月 26 日付けで 100%となり、義務企業の全てが届出等を行いました。

このたび、長崎労働局に届出があった義務企業の「一般事業主行動計画策定届」の内容について、とりまとめました。(資料 2)

義務企業の届出件数

110 社(長崎県内に本社がある 301 人以上の企業)

目標として定めた事項

自社の女性活躍推進のために目標として定められた事項で最も多かったのが、「採用に関する事項」(44.5%)であり、次いで「配置・教育訓練・人事評価等に関する事項」(43.6%)となっている。(複数回答)

目標達成のための取組の内容

「採用に関する事項」を目標として定めた企業のうち、目標達成のための取組の内容として最も多かったのが、「女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的な広報」(69.4%)となっている。また、「配置・教育訓練・人事評価等に関する事項」を目標として定めた企業のうち、目標達成のための取組内容として最も多かったのが「女性労働者の積極的・公正な育成・評価に向けた上司へのヒアリング」(35.4%)となっている。(複数回答)

【今後の取組】

300 人以下の努力義務企業における一般事業主行動計画策定・届出等の勧奨を積極的に行っていく。また、一定の基準を満たした認定企業の取得促進を図る。

<添付資料>

- 1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出はお済ですか？
- 2 一般事業主行動計画届出の内容